２００６年度法律専門科目試験　出題の意図

【刑法】

問題１

いわゆる「早すぎた結果惹起」の事例において、故意既遂犯の成立を肯定しうるのか、それとも未遂犯の限度においてのみ罪責を肯定しうるのかを、問うものである。

問題２

本問は、刑法（各論）の基礎的な法律知識及び法的推論能力を問うものである。出題に含まれている論点は、（１）詐欺罪の成否、（２）親族相盗例準用の可否、（３）一項詐欺に加えて二項詐欺を認めることは、二重評価となるか、（４）二項強盗における「財産上の不法の利益」とは何か、の４個であり、これらの論点を的確に適示できるか、また、それについて、論理的に展開する思考力･判断力・表現力を有するかどうかを見るものである。

【公法】

問題１　憲法

いわゆる博多駅取材テレビ・フィルム提出命令事件の最高裁判所の決定を素材として、憲法２１条１項の保障する「表現の自由」の意義、その保障の内容・範囲およびその限界を問題とするものであるが、それに関する憲法の基本的な知識を踏まえて、本決定に即して憲法上の論点が的確に抽出されているかどうか、また、それについて論理的に展開する思考力・判断力・表現力を有するかどうかを問うものである。

問題２　行政法

改正行政事件訴訟法が平成１７年４月１日から施行されて、既に半年が経過した。未修者コース入学者には、１年次の授業で改正法について学ぶことになる。だが、既修者コース入学者には、その機会はなく、また法学部で学ぶこともなかったと思われる。そこで、既修者コース受験者には、改正法に関し、どこまで独習して、改正法を使える知識を身に付けているかを試す問題である。

【私法】

問題１　民法

本問は、最判平成１１年１１月３０日金判１０８８号２５頁を素材として、いわゆる付随義務違反を理由とする契約解除の可否を問うものである。結論それ自体はともかく、付随義務違反を理由として契約を解除し得るための一般的な要件が明示されているかどうか、具体的事案に当てはめて結論を導く過程が理路整然と記述されているかがポイントとなる。

問題２　商法

本問は、「株主総会決議の瑕疵」について、基礎知識を問うものである。設問（１）では、判例・通説が認めている取消原因を事例に則して指摘できるか、また（２）では、よく問題となる大量の招集通知洩れについて決議不存在であると認められるか、さらに（３）では、決議取消の訴えについて遡及効を認める判例・通説によれば、決議にもとづいてなされた代表取締役の行為の効力についていかに解すべきか等を問い、基本的知識および論理展開力を見るものである。